

令和5年12月12日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

ふぐの取扱いに係る監視指導の強化について

当協会の事業運営につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありました。
つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

通知の概要

天然、養殖を問わず、一般にふぐの肝臓は有毒部位であり、その販売や提供は食品衛生法により禁止されている。ふぐによる食中毒を防止するため、ふぐの適正な取扱いについて会員に周知願いたい。

※「ふぐによる食中毒の防止について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f6576/p21961.html>

